

## 企画競争実施の公示

令和3年7月28日  
契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 衛星 SAR による市街地被害解析システムの試験運用支援業務
- (2) 業務内容 本業務は、衛星合成開口レーダー（衛星 SAR）を入力として建物被害集中地区を把握するプログラムについての試験運用のために、複数の運用モードに対しての最適な実装方法の検討や、解析の管理と可視化のための UI（ユーザーインターフェース）の作成、試験運用の支援等を行うものである。
- (3) 履行期限 令和4年2月25日

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 一般競争参加不適格者（国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条の規定）に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有すると認定された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国立研究開発法人建築研究所又は国土交通省国土技術政策総合研究所から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 配置予定管理技術者、担当者については参加意志表明をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあるものをいう。
- (6) 予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。
  - ・ 予定管理技術者の資格
    - ① 技術士（建設部門、情報工学部門、応用理学部門のいずれか）
    - ② 博士号（博士（工学）等で建築、住宅、都市、土木、情報工学等において授与されたもの）
    - ③ 応用情報技術者等の情報処理技術者試験制度の共通キャリア・スキルフレームワーク3以上の資格
    - ④ 空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会認定）
    - ⑤ 建築士（一級）
- (7) 予定管理技術者又は企画提案書の提出者は、次に示す類似業務について、平成23年度以降に完了した業務において、元請として受注した業務実績があることを証明しなければならない。
  - ・ 類似業務  
衛星データを元にした解析プログラムの作成を含む業務

### 3. 手続き等

- (1) 担当者  
〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地 国立研究開発法人建築研究所  
住宅・都市研究グループ 主任研究員 阪田知彦（さかたともひこ）  
電話 029-864-6675（直通）、FAX 029-879-0026、電子メール sakata@kenken.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法  
交付期間：令和3年7月28日（水）から令和3年9月14日（火）まで（土曜日及び日曜・祝日は除く。交付時間は9時から17時まで）。  
交付申込：説明書の交付を希望する者は、（1）の担当者まで電子メール、郵便もしくはfaxで申し込むこと。  
交付方法：電子メール又は郵送。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法  
提出期限：令和3年9月15日（水）12時（必着）  
提出場所：（1）に同じ。  
提出方法：郵送（書留郵便）もしくは電子メールによる送付のいずれか。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの実施日時及び場所  
実施日時：令和3年9月16日（木）。開始時刻等は企画提案書締切後9月15日15時までに通知する。  
実施方法：対面（場所は国立研究開発法人建築研究所住宅・都市研究グループ会議室）もしくはWeb会議システム（zoom）

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3（1）に同じ。
- (3) 予期せぬ事故、故障、自然災害等、やむを得ない事情により上記3の手続き等によることが困難となった場合、手続き等を変更することがある。
- (4) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書は無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国立研究開発法人等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計規程等に基づく契約手続の完了までは、国立研究開発法人建築研究所との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。